⑶　申請の添付書類
①　建設工事
ⓐ　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し
ⓑ　工事経歴書
ⓒ　営業所一覧表
ⓓ　納税証明書その３の３等又はその写し
ⓔ　建設共同企業体協定書の写し（経常建設共同企業体による場合に限る。）
ⓕ　適格組合証明書の写し（官公需適格組合による場合に限る。）
ⓖ　企業集団及び企業集団についての数値等認定書の写し（グループ経営事項審査の結果による場合に限る。）
ⓗ　企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書の写し（持株会社化経営事項審査の結果による場合に限る。）
ⓘ　合併等に係る契約書の写し（合併等により新たに設立された会社等による場合に限る。）
なお、「物品の製造・販売業者等のうち、『畳工事』、『厨房工事』、『衛生施設等の工事』に準ずる行為を行う者」又は「建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項ただし書の規定により建設業者とみなされる者」については、ⓐの書類に代えて、次のⓙ～ⓚの書類を添付するものとする。
ⓙ　登記事項証明書又はその写し（法人の場合）
ⓚ　財務諸表類（直前２年度分）
会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者のうち、更生手続及び再生手続き（以下「更生手続等」という。）の開始の決定以後に競争参加資格の申請を行う者については、次の⑴～ⓝの書類を合わせて添付するものとする。
⑴　更生手続等開始の決定書の写し
ⓜ　貸借対照表及び損益計算書
ⓝ　更生手続等開始の決定時以降に定款、役員等の変更があった場合は、当該変更を証明する書類
②　測量・建設コンサルタント
ⓐ　測量等実績調書
ⓑ　技術者経歴書
ⓒ　営業所一覧表
ⓓ　登記事項証明書又はその写し（法人の場合）
ⓔ　登録証明書等又はその写し（各種登録規程等法令に基づき登録等を受けていることを証明する書類）
ⓕ　納税証明書その３等又はその写し
ⓖ　財務諸表類（直前２年度分）
⑷　申請書等の作成に用いる言語等
①　申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語により記載したものは、日本語の訳文を付記し又は添付すること。
②　添付書類のうち金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
４　競争に参加することができない者
⑴　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
⑵　次の①から⑦までに該当すると認められる者及びこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者で、その事実があった後２年を経過していない者
①　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
②　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
③　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
④　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
⑤　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
⑥　一般競争参加資格申請書（建設工事）若しくは添付書類または資格審査用データ中の資格決定に関する重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑦　建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23の規定による経営事項審査（告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。）第１第１号の２に規定する審査基準日が一般競争参加資格の申請をする日の１年７月前の日以後のもの。）を受けていない者
⑧　⑦に記載する審査を受けている者のうち、建設業法施行規則第21条の４に規定する総合評定値通知（但し、再審査も含め、平成20年４月１日付で改正された基準による経営事項審査の総合評定値通知に限る。）を受けていない者
５　競争参加者の資格及びその審査
⑴　競争に参加できる者の資格審査は、別記１の窓口において閲覧に供する付与数値表の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行うものとする。
⑵　競争に参加できる者の資格は、上記⑴の合計点により別記２の区分①に基づいて格付けをする。
⑶　競争に付そうとする契約の予定価格が、別記２②（別記２の⑴～⑶の②をいう。）に該当する競争に参加するためには、原則として資格審査において、別記２に掲げる等級に格付けされていることを要するものとする。
６　資格審査結果の通知　「等級決定通知書」により通知（郵送）する。
７　資格の有効期間　平成23年４月１日から平成25年３月31日までとする。
８　その他　一の発注機関において、同一業種内での経常建設共同企業体の登録申請及びその構成員が単体企業として行う登録申請については、同時登録を認めない（経常建設共同企業体として登録を希望しない業種については、各単体企業としての登録は可能。）。
別記１　申請場所
⑴　独立行政法人造幣局本局経理課契約担当　〒530―0043 大阪府大阪市北区天満１－１－79　電話06―6351―5463
⑵　独立行政法人造幣局東京支局経理管財課契約担当　〒170―0013 東京都豊島区東池袋４―42―１　電話03―3987―3133
⑶　独立行政法人造幣局広島支局経理管財課契約担当　〒731―5128 広島県広島市佐伯区五日市中央６－３－１　電話082―922―1932
別記２　業種別等級区分及び予定価格の範囲
［掲載順序　業種の区分　①数値：等級　②予定価格の範囲］
⑴　総合建設工事
①　1,250点以上　：A
1,100点以上　1,250点未満：B
850点以上　1,100点未満：C
850点未満：D
②　Aは72,000万円以上
Bは30,000万円以上　72,000万円未満
Cは 6,000万円以上　30,000万円未満
Dは 6,000万円未満
⑵　総合建設工事以外の工事
①　900点以上　：A
700点以上　900点未満：B
700点未満：C
②　Aは1,500万円以上
Bは 500万円以上　1,500万円未満
Cは 500万円未満
⑶　測量・建設コンサルタント等
①　145点以上　：A
85点以上　145点未満：B
30点以上　85点未満：C
②　Aは1,000万円以上
Bは 350万円以上　1,000万円未満
Cは 350万円未満

## 競争参加者の資格に関する公示

独立行政法人水産総合研究センターにおける、平成23・24年度物品の製造・物品の販売・役務の提供等及び物品の買受け（以下「物品の製造等」という。）及び平成23・24年度建設工事及び測量・建設コンサルタント等（以下「建設工事等」という。）に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
なお、物品の製造等について、有効期間が平成25年３月31日までとする資格を有する者は、本公示に基づく申請の必要はありません。
また、各省各庁における平成22・23・24年度物品の製造等、及び農林水産省大臣官房経理課における平成23・24年度建設工事等の競争契約の参加資格を有する者については、独立行政法人水産総合研究センターの競争入札にも参加できるため、本公示に基づく申請の必要はありません。
平成23年１月25日
独立行政法人水産総合研究センター
理事長　松里　壽彦